

「赤い羽根共同募金 子どもと家族の緊急支援（コロナ禍特別助成）」 助成応募要項

社会福祉法人 山口県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症は、現在、流行の第三波を迎えていると言われており、子どもたちとその家族をめぐる生活課題は更に長期化・深刻化しています。

こうした中、コロナ禍で日常生活に困難を抱える子どもと家族を継続的に支援するため、本年6月以降に実施した「全国キャンペーンによる緊急支援（前期・後期）」に引き続き、特にお正月のある冬休みや新年度を控えた春休みにおける重点的・集中的な取組を促進する「赤い羽根共同募金 子どもと家族の緊急支援（コロナ禍特別助成）」を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人 山口県共同募金会

3 助成対象活動期間

令和3年1月1日（金）から3月31日（水）まで

4 助成対象

山口県内において、以下の事業を実施している又は今回開始する団体を助成対象とします。

法人格の有無は問いませんが民間非営利団体であること及び助成対象活動の期間中、月1回以上活動することを条件とします。特に1月と3月には、お正月や新年度間近な時期にふさわしい創意工夫された効果的な取組が期待されます。

- （１）子ども食堂（配食サービスを含む）
- （２）子どもの学習支援
- （３）子どもの居場所づくり
- （４）その他子育て支援活動

5 対象経費

下記（１）～（６）の費用を助成対象とします。

- （１）食材や消耗品を購入する費用
- （２）ボランティアの交通費（実費）
- （３）活動に使用する会場の賃借料
- （４）食品や弁当等の配送費
- （５）ボランティア行事用保険料
- （６）その他本会が認める経費

6 対象外経費

以下の経費は助成対象外とします。

- (1) 講師やボランティアへの謝金、人件費
- (2) ボランティア活動保険料

7 助成額

一団体当たりの助成上限額は30万円とします。

8 応募方法及び助成決定等

- (1) 応募締切り 令和2年12月18日(金) ※本会必着
- (2) 別紙応募書に必要事項を記入の上、令和3年1月1日(金)から3月31日(水)までの活動計画(様式は問いません。)を添付し、本会まで送付してください。
- (3) 助成決定については、12月中に応募団体宛てに文書でお知らせするとともに、助成決定一覧を本会ホームページに掲載します。
- (4) 助成金は概算払いができるものとし、事業終了後1か月以内に活動実施報告書(領収書等のコピーを添付)を提出して精算してください。報告書様式は助成決定時にお示しします。
- (5) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

9 スケジュール

令和2年	11月24日(火)	応募受付開始
	12月18日(金)	応募締切
	12月下旬	助成決定
令和3年	1月1日(金)	助成を受けた活動期間の開始
	3月31日(水)	助成を受けた活動期間の終了
	4月30日(金)	助成を受けた活動に係る報告完了(活動終了から概ね1か月)

10 応募・問合せ先

社会福祉法人山口県共同募金会

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F

TEL (083) 922-2803 FAX (083) 922-2809

Email yamaguchi@akaihane.net